奈良県告示第四百十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十一年二月十七日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　区域の名称

大野（イ）地区急傾斜地崩壊危険区域

二　土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

吉野郡十津川村大字大野九四九番　一号
〃　八九九番一　二号
〃　一一七六番　三号
〃　一一一七番　四号
〃　九一九番　五号
〃　九一三番　六号